

○消防法施行令第35条第1項第3号の規定に基づき、消防長が
火災予防上必要であると認めて指定する防火対象物について

令和2年10月8日
和泉市消防長

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条第1項第3号の規定に基づき、消防長が消防機関の検査が火災予防上必要であると認めて指定する防火対象物を次のように定める。

- (1) 消防法施行令別表第1、12項ロ、13項、17項に掲げるもので、延面積300平方メートル以上のもの。
- (2) 消防法施行令別表第1、5項ロ、7項、8項、9項ロ、10項、12項イ、14項に掲げるもので、延面積500平方メートル以上のもの。
- (3) 消防法施行令別表第1、11項、15項に掲げるもので、延面積1000平方メートル以上のもの。
- (4) 消防法施行令別表第1、16項ロに掲げるもので、いずれかの用途部分の面積が500平方メートル以上のもの。
- (5) 消防法施行令別表第1、18項に掲げるもののうち、道路の全面をおおうもので、延面積300平方メートル以上のもの。